


刈谷労働基準監督署からのお知らせ

□ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況：

(11月末時点)

業種	今月件数	累計	対前年増減数	業種	今月件数	累計	対前年増減数
製造業計	20	172 (1)	+23	建設業計		25	-16 -1
食料品	2	19 (1)	-2 +1	土木		3	-6
繊維		2		建築		21	-7 -1
木材・木製品		1	-1	その他		1	-3
製紙・印刷		4	+1	交通・運輸業	3	50	+6
化学		14	+2	陸上貨物業		2	+2
窯業・土石	1	18	+7	港湾荷役業			
鉄鋼・非鉄	2	19	+6	商業	4	49 (1)	+14 +1
金属製品	5	34	+8	接客・娯楽業	3	15	-1
一般機械	4	15	+3 -1	清掃業	1	11	-3
電気機械		3					
輸送用機械	5	38	-3	上記以外	4	42	
その他製造	1	5	+2	合計	35	366 (2)	+25

※ 本当計は、平成28年11月末までの労働者死傷病報告(休業4日以上)の受付件数で集計しています。

※ ()内は死亡者数を内数で表しています。

コメント

このままでは、**昨年の件数を大きく上回ってしまいます!**

災害件数が多い製造業では、機械等による「**はさまれ・巻き込まれ**」災害が多発しており、その多くが異常時に機械を停止せず、危険区域に身体の一部を入れたために起こったものです。まずは、作業者と危険源が接触しない作業方法、対策を講じるとともに、万一、機械等に身体の一部を入れる場合には、**必ず機械等を停止**しましょう。

また、災害の型別では、全業種を通じて、**転倒災害**が最も多くなっています。これから本格的な冬を迎え、積雪・凍結などにより転倒の危険性は益々高まります。労働者が安心して作業を行えるよう**早めに職場環境の改善**を図りましょう。

□ 今月のトピックス

☆ 12月は「職場の年末安全衛生推進運動」を展開しています。

年の瀬を迎える慌ただしさの中で、不幸な労働災害により、働く仲間の誰一人としてケガをすることなく、明るく新たな年を迎えられるよう、「平成28年度 職場の年末安全衛生推進運動」を展開しています。危険源の性質に着眼したリスクアセスメントの手法を用いた論理的な安全衛生管理の推進と定着による労働災害の防止に一層取り組みましょう。

☆ “最低賃金、しっかり、チェックーツ!!” ～最低賃金が改正されました～

地域別最低賃金及び特定最低賃金が改正されました。支払賃金額を確かめて、最低賃金額を下回ることのないようにしてください。最低賃金額は裏面を参照してください。

☆ 「働き方改革」を推進し、長時間労働を是正しましょう。

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間及び「過労死等防止啓発月間」でしたが、トップの強い決意の下、長時間労働の削減に向けた労使の主体的な取組を行いましたか？

我が国の経済成長の隘路である少子高齢化という構造的な問題解決のため、誰もが活躍できる一億総活躍社会を実現する必要があります。そのためには、「働き方改革」を推進し、「長時間労働の是正」に向けて取り組むことが重要です。

平成22年施行の改正労働基準法では、「時間外労働の限度に関する基準」が改正され、限度時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を引き上げることとともに、そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めることとされています。

労使協力の下、労働生産性を向上させて、時間外労働の縮減に取り組みましょう!

(裏面あり)

愛知県の最低賃金

愛知労働局
労働基準監督署
公共職業安定所

(地域別最低賃金)

(効力発生日：平成28年10月1日)

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
愛知県最低賃金	845	愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。

(特定最低賃金)

(効力発生日：平成28年12月16日)

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く。)	926	左の各産業(平成25年10月第13回改定の総務省日本標準産業分類の定義による)に属する事業場で働く労働者(技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。)に適用されます。 ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、上記の「愛知県最低賃金」が適用されます。 適用除外労働者 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者 3 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者 4 次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者 ① 製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 軽易な運搬の業務に主として従事する者 ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、はんだ付け、選別、検査又は包装の業務に主として従事する者 ③ 輸送用機械器具製造業 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。)	896	
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	856	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。))を除く。	867	
輸送用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業を含む。自転車・同部分品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。)	904	
各種商品小売業 (衣・食・住にわたる商品を一括して、一事業場で小売する事業場が該当する。飲食料品の小売を中心とするコンビニエンスストアは該当しない。)	847	
自動車(新車)小売業	888	

(留意事項)

- 最低賃金(愛知県最低賃金、特定最低賃金)は、事業場で働く常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト、年金受給者である労働者等すべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- なお、派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域(特定)最低賃金が適用されますので、派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせ下さい。
- 賃金が時間給以外(月給・日給等)で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
- 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③時間外労働・休日労働に対する賃金 ④深夜労働に対する割増賃金 ⑤精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。

詳しくは、愛知労働局ホームページ(<http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)、
愛知労働局労働基準部賃金課(☎052-972-0257)又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。
最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口 愛知県最低賃金総合相談支援センター
フリーダイヤル ☎0120-868-604 をご利用ください。

必ずチェック
最低賃金!
使用者も、労働者も

このチラシは事業場の見やすい場所に掲示してください。